

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：松山市簡易水道特別会計

事業名	松山市簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和26年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名	松山市	職員数（H19.4.1現在）	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	15.92(H18)	公営企業債現在高（百万円）	120
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.7（18年度）
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	10.0（18年度）
		経常収支比率（％）	85.1（18年度）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松山市、北条市、中島町〕 松山市・北条市・中島町合併建設計画は、中四国における地方中枢拠点都市としての発展と、市民サービスの一層の向上を図るため、新市建設の基本方針として「調和」「交流」「創造」の3つの基本テーマを掲げ、新市の一体的なまちづくりを推進していきます。また、計画の積極的な推進により合併効果を最大限に発揮し、「第5次松山総合計画」の将来像「憧れ 誇り 日本一のまち松山」の実現を目指します。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	松山市簡易水道特別事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	松山市長 中村時広
既存計画との関係	松山市集中改革プラン（平成17年度～21年度） 新行政改革大綱第三次実施計画（平成19年度～21年度）
公表の方法等	確定直後の議会の委員会で説明した後、松山市HPにて公表
基 本 方 針	本市は、これまでも離島や辺地において生活に直結した清浄な水を供給するため、その管理業務を公営企業局に委託し、更に平成17年度からは事務委任とするなど、適切かつ合理的に行ってきました。しかし、簡易水道事業の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、これを法適化し、公営企業局で一元管理することにより、一層の効率化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利 5 % 以上 6 % 未満	年利 6 % 以上 7 % 未満	年利 7 % 以上	合 計
旧 資 金 運 用 部 資 金	繰上償還希望額			28	28
	補償金免除額			5	5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成 19 年度末における年利 5 % 以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成20年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			27,718	27,718
合 計 (A)		0	0	27,718	27,718
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) -(B)		0	0	27,718	27,718

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成21年度末残高)	年利 7 % 以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
合 計 (A)		0			0
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) -(B)		0			0

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利 5 % 以上 6 % 未満 (平成20年度9月期残高)	年利 6 % 以上 7 % 未満 (平成20年度9月期残高)	年利 7 % 以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A) -(B)		0	0	0	0

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分		内 容	
財 務 上 の 特 徴		本市は、現在、久谷地区に5箇所の簡易水道施設と釣島に海水淡水化施設の合計6施設があり、11,000戸の給水戸数となっているが、いずれの施設も辺地と離島にあり、厳しい運営状況から一般会計からの赤字補てんを受けているのが現状である。しかし、今以上の経営合理化による歳出削減、使用料の値上げによる歳入増は不可能である。	
経 営 課 題	課 題	法適化による一元管理	
	水道水の安全供給、業務の効率化、経営の合理化を図るためには、公営企業法を適用し公営企業局で一元管理することが必要である。それにより、将来の水道事業との統合が最も効果的に行え、強いては事業費の節減となる。		
	課 題		
	課 題		
	課 題		
留 意 事 項		平成20年度から簡易水道特別事業は地方公営企業法を適用することとしている。公営企業会計の導入により、経営成績及び財政状態をより明確にし、さらには長期的視点に立って健全経営を確保するとともに、経理の透明性を高めることにより市民へのアカウンタビリティを向上させることとしている。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
区 分											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	151	152	161	171	182	148	138	139	139	140
	(1) 営 業 収 益 (B)	114	113	114	116	119	110	109	108	107	106
	ア 料 金 収 入	109	110	110	108	106	106	105	104	103	102
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	5	3	4	8	13	4	4	4	4	4
	(2) 営 業 外 収 益	37	39	47	55	63	38	29	31	32	34
	ア 他 会 計 繰 入 金	37	39	47	55	54	38	29	31	32	34
	イ そ の 他	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	151	152	161	171	182	148	138	139	139	140
	(1) 営 業 費 用	144	145	155	165	160	144	136	137	137	138
	ア 職 員 給 与 費	21	21	27	44	40	24	16	16	16	16
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	123	124	128	121	120	120	120	121	121	122
	(2) 営 業 外 費 用	7	7	6	6	22	4	2	2	2	2
	ア 支 払 利 息	7	7	6	6	9	4	2	2	2	2
	うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	53	62	89	390	369	95	61	62	61	61
	(1) 地 方 債	0	0	0	200	188	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	53	62	89	75	78	81	61	62	61	61
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国（都道府県）補助金	0	0	0	115	103	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	53	48	89	392	369	95	61	62	61	61
	(1) 建 設 改 良 費	47	42	82	384	361	57	57	57	57	57
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6	6	7	8	8	38	3	4	3	3
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	14	0	-2	0	0	0	0	0	0

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		0	14	0	-2	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		0	0	12	2	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0	0	12	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 (X)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(X) (N)		0	14	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		0	14	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		96.2	96.2	95.8	95.5	95.8	79.6	97.9	97.2	97.9	97.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		114	113	114	116	119	110	109	108	107	106
資 金 不 足 比 率 ((R) / (S) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高		149	143	136	328	508	82	79	75	72	69
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	149	143	136	328	508	82	79	75	72	69
	う ち そ の 他 に 係 る も の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的 収 支 分		37	39	47	55	54	38	29	31	32	34
	う ち 基 準 内 繰 入 金	3	3	3	3	5	2	1	1	1	1
	う ち 基 準 外 繰 入 金	34	36	44	52	49	36	28	30	31	33
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	34	36	44	52	49	36	28	30	31	33
資 本 的 収 支 分		53	62	89	75	78	81	61	61	61	61
	う ち 基 準 内 繰 入 金	3	3	3	31	30	19	2	2	2	2
	う ち 基 準 外 繰 入 金	50	59	86	44	48	62	59	59	59	59
	うち赤字補てん的なもの	50	59	86	44	48	62	59	59	59	59

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率		(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率		(%)	69.1	69.4	65.3	60.4	55.7	55.7	55.7	55.7	55.7	
総収支比率(法適用)		(%)										
経常収支比率(法適用)		(%)										
営業収支比率(法適用)		(%)										
累積欠損金比率(法適用)		(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)		(%) (再掲)	96.2	96.2	95.8	95.5	95.8	79.6	97.9	97.2	97.9	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)		(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	24.5	25.7	29.2	32.2	29.7	25.7	21.0	22.3	23.0	24.3
	うち基準内繰入金	(%)	2.0	2.0	1.9	1.8	2.8	1.4	0.7	0.7	0.8	0.7
	うち基準外繰入金	(%)	22.5	23.7	27.3	30.4	26.9	24.3	20.3	21.6	22.3	23.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てんのなもの	(%)	22.5	23.7	27.3	30.4	26.9	24.3	20.3	21.6	22.3	23.6
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	19.2	21.1	85.3	100.0	98.4	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	5.7	4.8	3.4	7.9	8.1	20.0	3.3	3.2	3.3	3.3
	うち基準外繰入金	(%)	94.3	95.2	96.6	11.3	13.0	92.5	96.7	95.1	96.7	96.7
	うち赤字補てんのなもの	(%)	94.3	95.2	96.6	11.3	13.0	92.5	96.7	95.1	96.7	96.7

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については、現状を見込んでいる。また、料金収入については、給水人口の減から微減するだろうと見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金のうち基準内繰入金については、総務省自治財政局長から通知された繰出基準により、公費で負担することが適当とされている経費について見込んだ。 また、赤字補てん的なもの、いわゆる基準外繰入金については、料金収入の増額を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	当分の間なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	本市ではこれまでも「定員管理の適正化」については特に先行的な取り組みを行い、比較的定員事情が良いとされる中核市の中でも最も高い水準を維持しているところである。 現在は、「集中改革プラン」に掲げる目標(平成22年度当初までに、平成17年度当初の職員数の約5%に当たる182人を純減)達成に向け、鋭意取り組みを進めているところであり、平成19年度当初における進捗率は約66%であり、集中改革プランの目標数を22年度までに達成し、23年度まで計画を上回るペースで純減を行っていく。 簡易水道事業においても、全庁的な定員管理の適正化に合わせて取り組んでいるところである。
○ 給与のあり方	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 国に準じた給与構造改革を平成18年4月1日に実施 (給料表の再編、平均4.8%引下げ、号給の4分割、査定昇給を全職階に導入、成績率の導入、55歳以上職員の昇給抑制措置) 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 平成19年度中を目途に、見直しに向けた取組方針を策定し公表する。 退職時特昇等退職手当のあり方 平成17年3月1日に定年及び勤奨退職時特昇を廃止 平成18年4月1日付けで、国に準じて退職手当制度を改正 福利厚生事業のあり方 法定福利については、法律及び県共済組合の指示に従い、事業主としての責務を粛々と果たすとともに、法定外福利における事業主負担についても、毎年、事務事業の見直しを行うなど適正化に努め、負担の削減を図ってきたところである。 (例;松山市職員共済会 平成16年度から平成18年度の3ヵ年で約9千万円の削減【削減率49.4%】) 今後とも、引き続き、事務事業の見直し・事務の効率化を図りながら、法の趣旨に沿った適正な福利厚生を実施することにより、公務能率の向上に努めたい。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	現状では、維持管理費等の縮減はこれ以上不可能であるが、今後、法適し公営企業局で一元管理することにより、効率化を図ることが可能となると考える。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間委託ではなく、公営企業局で一元管理することが最も良いと考える。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	毎年7月と10月の2回、特別会計を含めた本市の財政状況を広報紙や市ホームページで公表している。平成19年度からは連結バランスシートの公表を予定している。
行政評価の導入	平成12年度から目的や結果を重視した評価をすべての事務事業に対して行う「事務事業評価制度」を導入し、平成15年度からは、総合計画に基づく確かな市政運営を行うために、決算に重点を置いた事務事業検証を行い、それを踏まえた評価の抽出や事業の見直しを翌年度の予算要求へと結びつける「事務事業サイクル」を構築した。 さらに、平成18年度からは、事務事業の仕分けとして、人件費も含めた基準に従い事務事業を廃止（縮小）対象とするものと重点化するものに仕分けを行い、見直しを実施している。
5 その他	平成20年度から簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業局で一元管理することとしている。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	全庁的な定員管理のさらなる適正化で平成19年度を起点として平成24年度に5%の職員数の純減を目指して取り組んでいるところである。 簡易水道事業においても、公営企業局での一元管理の中で定員管理の適正化に取り組んでいく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後、公営企業局での一元管理の中で、経営効率化や料金適正化については取り組んでいく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	公営企業局での一元管理にすることにより、一般会計からの基準外繰出しの縮減に努めたい。
4 その他	平成20年度から地方公営企業法を適用することにより経営成績及び財政状態をより明確化し、さらには長期的視点に立った健全経営の確保に資するとともに、経理の透明性を高めるで市民へのアカウンタビリティを向上させるべく取り組んでいく。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上その他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（１）水道事業

年度別目標

（単位：百万円、％）

課 題	目標又は実績	平成１４年度 （計画前５年度） （決 算）	平成１５年度 （計画前４年度） （決 算）	平成１６年度 （計画前３年度） （決 算）	平成１７年度 （計画前々年度） （決 算）	平成１８年度 （計画前年度） （決算見込）	計画前５年間 実 績	平成１９年度 （計画初年度）	平成２０年度 （計画第２年度）	平成２１年度 （計画第３年度）	平成２２年度 （計画第４年度）	平成２３年度 （計画第５年度）	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額（料金の適正化） １												
	未収金の徴収対策												
	改 善 額												
	一般会計負担金の額												
	改 善 額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	21	21	27	45	41		24	16	16	16	16	
	改 善 額	0	0	6	24	20	50	17	25	25	25	25	117
	給与水準	21	21	27	45	41		24	16	16	16	16	
	改 善 額			6	24	20	50	17	25	25	25	25	117
	その他（ ）												
	改 善 額												
	職員給与費（退職手当）												
	職員数（人）	3	3	3	5	5		3	2	2	2	2	
	増 減 数（人）				2			2	1				3
	維持管理費等												
	改 善 額（適正化）												
	工事コスト ２												
	改 善 額（縮減額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	149	143	136	328	508		82	79	75	72	69	
	増 減	6	7	7	7	8		38	3	4	3	3	
計画前５年間改善額 合計							50					改善額 合計	117
（参考）補償金免除額													4

注１ 「課題」欄については、「１ 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

２ １「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

２「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

３ 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

４ 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

経営状況

	平成１４年度 （計画前５年度） （決 算）	平成１５年度 （計画前４年度） （決 算）	平成１６年度 （計画前３年度） （決 算）	平成１７年度 （計画前々年度） （決 算）	平成１８年度 （計画前年度） （決算見込）	平成１９年度 （計画初年度）	平成２０年度 （計画第２年度）	平成２１年度 （計画第３年度）	平成２２年度 （計画第４年度）	平成２３年度 （計画第５年度）
給水人口（千人）	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量（千㎡）	1,093	1,106	1,104	1,087	1,065	1091	1091	1091	1091	1091
公称施設能力（㎡／日）	4,371	4,371	4,371	4,371	4,371	4371	4371	4371	4371	4371
１日最大配水量（㎡／日）	4,591	4,376	4,626	4,202	3,628	3628	3628	3628	3628	3628
最大稼働率（％）	105	100	106	96	83	83	83	83	83	83
供給単価（円／㎡）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
給水原価（円／㎡）	144	144	153	165	179	179	179	179	179	179

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成２０年度から公営企業局で一元管理とした上で、平成２１年度までに簡易水道の統合計画を策定予定。